

地域包括支援センター業務（おかよし地域）委託等
に係る公募要領

令和3年5月

みよし市福祉部
長寿介護課

1 趣旨

みよし市では、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように地域の高齢者の心身の健康の保持、保健医療の向上、福祉の増進、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の36に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置しています。

令和3年4月1日現在、みよし市は3つの日常生活圏域を設定（きたよし地域、なかよし地域、みなよし地域）し、それぞれを担当する地域包括支援センターを設置していますが、今後の急速な高齢化に対応するため、第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画に基づき、きたよし地域を分割し、おかよし地域とし、この地域を担当するおかよし地域包括支援センターを設置することとしています。

これに伴い、令和4年4月1日からおかよし地域に新たに設置する地域包括支援センターの運営を受注する法人（以下「受注者」という。）を募集します。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

地域包括支援センター業務（おかよし地域）委託等

(2) 業務場所

みよし市カリヨンハウス1階（現多目的室2）※令和4年2月完成予定

(3) 住所

みよし市三好丘二丁目2-1

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、運営状況が良好と認められる場合は、契約の更新を可能とします。

(5) 委託業務内容

毎年度定める地域包括支援センター運営方針に基づき下記の業務を実施する。

- 1) 地域包括支援センター業務（おかよし地域）委託仕様書（別紙1のとおり）【人員配置2名以上】
 - 2) 生活支援体制整備業務（第2層おかよし地域）委託仕様書（別紙2のとおり）【人員配置1人以上】
 - 3) 認知症地域支援推進員業務（おかよし地域）委託仕様書（別紙3のとおり）【人員配置0.5人以上】
 - 4) 在宅医療介護連携推進員業務（おかよし地域）委託仕様書（別紙4のとおり）【人員配置0.5人以上】
- 参考）令和3年度みよし市地域包括支援センター運営方針（参考資料1のとおり）

(6) 運営財源等

ア 委託料は、人件費（給与、手当、法定福利費等を含む。）、備品、消耗品費、コピー機、電話機、パソコン利用料、車両賃借料、燃料費、通信運搬費、研修経費など事業実施やセンター運営に要する全ての経費を含みます。（令和4年度は、準備費用として50万円を含む。）

イ 来客者及び業務用車両の駐車場は市で準備することとし、職員の駐車場は、法人等で確保してください。

(7) 契約上限金額（消費税法第6条に基づき、法別表第1第7号ハに規定する事業に該当するため非課税）

30,000,000円

【内 訳】

- 1) 15,000,000円
- 2) 8,000,000円
- 3) 3,500,000円
- 4) 3,500,000円

(8) 募集対象圏域

圏域	中学校区
おかよし地域（福谷の一部、黒笹、三好丘、三好丘旭、三好丘あおば）	三好丘中学校

【参考】募集対象圏域（令和3年4月1日）

人口	高齢者人口	高齢化率	要支援認定者数	要介護認定者数
15,329人	1,778人	11.6%	86人	144人

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により候補者を決定するものとします。

なお、候補者の選定については、1次審査（書面審査）は事務局で行うこととし、2次審査（プレゼンテーション）はおかよし地域包括支援センター事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者として、なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、市内での介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 法第115条の22第2項の規定に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと。
- (9) 契約締結日に、みよし市競争入札参加資格者名簿に
大分類「委託」
中分類「その他業務委託」
小分類「その他」の業種において掲載されている者であること。

5 質疑及び回答

プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第3号）に質問事項を記載のうえ、令和3年6月1日（火）から令和3年6月10日（木）正午までに、電子メール（長寿介護課メールアドレス choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、長寿介護課に提出してください。
なお、メールの件名は「地域包括支援センター（おかよし地域）業務委託等質疑書提出（法人名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で長寿介護課（電話番号 0561-32-8009）に確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第4号）により、みよし市役所ホームページ（<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>）で随時掲載します。
なお、最終の回答は、令和3年6月18日（金）までに掲載するものとします。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

- (1) 参加申請書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人の概要（様式第2号）
- (2) 提出部数
2部（正本1部、副本1部を提出）
※正本1部はア・イの順に並べ、A4縦左側2穴フラットファイル綴じで提出してください。その際、ファイルに法人名が分かるようにしてください。
- (3) 提出方法
みよし市役所 福祉部 長寿介護課の窓口へ直接又は郵送で提出してください。
（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出先
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市役所 福祉部 長寿介護課（担当：橋本、杉浦、押領司、近藤）
- (5) 提出期限
令和3年6月21日（月）午後5時 ※期限厳守
（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）
- (6) 書類審査
別表に定める評価項目に基づき、上記（1）の書類審査を実施します。

7 参加資格結果通知

参加申請書類を提出した者に対して、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、令和3年6月25日（金）までに、電子メールで通知するものとします。

8 企画提案書等の提出

上記7により、参加資格要件を満たした者は、以下の書類を提出してください。

なお、提出期限以降の提出書類の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届 (様式第6号)	1部	必要事項を漏れなく記入してください。
イ	人材の確保 (様式第7号)	8部	人材確保の内容について記入してください。 (正本1部、副本7部を提出)
ウ	応募の趣旨 (様式第8号)	8部	応募の趣旨について記入してください。 (正本1部、副本7部を提出)
エ	地域包括支援センター 一業務の実施計画 (様式第9号)	8部	地域包括支援センターの各業務について記入してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記入してください。(正本1部、副本7部)
オ	見積提示金額調書 (様式第10号)	8部	見積り提示金額とその内容が分かるように作成してください。(正本1部、副本7部)

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書で文字サイズは11ポイント以上とします。
(ただし、みよし市が指定した様式及び図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本1部はア～オの順に並べ、A4縦左側2穴フラットファイル綴じで提出してください。
その際、ファイルに法人名が分かるようにしてください。
- ・企画提案書の副本7部は、正本の写しで法人名及び代表者氏名の記入をせず提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

みよし市役所 福祉部 長寿介護課の窓口へ直接提出してください。

※郵送及びメール等による提出は認めません。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所 福祉部 長寿介護課 (担当：橋本、杉浦、押領司、近藤)

(4) 提出期限

令和3年7月16日(金)午後5時まで ※期限厳守

(土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

9 審査の手続

参加申込書及び企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査(事務局による書類審査)

ア 提出された参加申込書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和3年6月25日(金)までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（委員会によるプレゼンテーション審査）

※提出された企画提案書等に基づき、委員会に対してプレゼンテーションを行っていただきま

ア 開催日時

令和3年8月3日（火） 午前9時30分から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所 3階 研修室4・5

ウ 審査の方法

1 法人につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1法人につき3人までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、会場に入場する3人で行うこととします。入室者は、法人名を表示した衣類やバッジ等、法人名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する全員の身元確認を行うため、法人名や本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価項目

別表に定める評価項目に基づき、審査します。

10 契約候補者の選定

(1) 上記9の審査により、最も優れている提案者を最優秀提案者として選定し、選定された者と契約締結に向けて手続を行います。契約が成立しない場合は、委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

(2) 提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合又は、2次審査の評価項目において一つでも最低評点があった場合は、提案者として選定しません。

11 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果については、みよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

12 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	令和3年6月1日（火）
参加申込	令和3年6月1日（火）から 令和3年6月21日（月）まで
質問の受付	令和3年6月1日（火）から 令和3年6月10日（木）正午まで

質問の回答	令和3年6月18日（金）までにHPに掲載
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和3年6月25日（金）
企画提案書等の提出	令和3年6月28日（月）から 令和3年7月16日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和3年8月3日（火） 午前9時30分から正午まで
審査結果通知	令和3年8月下旬から9月上旬

別表

評 価 項 目

1次審査（書類（事務局）審査）

項 目	事 項
法人に関する事項	1 法人の理念や運営方針等は適切なものか。 2 直近5年間の国・地方公共団体からの委託事業に関する実績はあるか。 3 直近2年間の市内においての実績はあるか。 （介護保険事業、介護予防事業、高齢者福祉関連事業等） 4 市内において地域活動・地域貢献の実績はあるか。

2次審査（プレゼンテーション）

項 目	事 項
1 人材の確保に関する事項	1 職員の確保は現実的なものか。 2 相談支援業務等の実務経験者等を配置できるか。 3 欠員が生じた場合の対応方法が具体的に記載されているか、実現性はあるか。 4 職員の資質向上や専門性の向上に向けた取組を検討しているか。
2 応募の趣旨に関する事項	1 運営を希望する理由は適切か。 2 担当圏域の特性や課題を適切に捉えているか。 3 地域包括ケアの推進に向け、方針を示しているか。

<p>3 センター業務の実施計画に関する事項</p>	<p>1 各業務の目的を理解した取組及び具体的な実施計画が示されているか。取組の実効性はあるか。</p> <p>(1) 第1号介護予防支援業務</p> <p>(2) 総合相談業務</p> <p>(3) 権利擁護業務</p> <p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>(6) 地域ケア会議の実施</p> <p>(7) 在宅医療・介護連携</p> <p>(8) 地域における多様な生活支援体制の充実</p> <p>(9) 認知症対策</p> <p>(10) 介護予防・高齢者の社会参加</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業所としての取組</p> <p>2 公正・中立性の確保に対する考え方や取組は具体的であるか。内容は適切で実効性はあるか。</p> <p>3 チームアプローチによる支援の必要性を理解した上で、取組は具体的であるか。内容は適切で実効性はあるか。</p> <p>4 担当者不在時及び休日・夜間の相談・苦情処理の対応が具体的であるか。内容は適切で実効性はあるか。苦情等に対する業務への反映の方策は示されているか。</p> <p>5 事故・災害時・緊急時の対応は具体的に示されているか。</p> <p>6 個人情報の適切な取り扱いに関する考え方や取組が具体的に示されているか。内容は適切で実効性はあるか。</p> <p>7 法人の強みをいかした独自の取組の提案はあるか。内容は適切で実効性はあるか。</p>
<p>4 提案金額に関する事項</p>	<p>当該契約に対し、適切な提案金額であるか。</p>

1 最低基準点は1次審査、2次審査ともに満点の6割とします。

2 配点については、非公表とします。